

## 地方独立行政法人大阪市博物館機構謝金支給規則

平成 31 年 4 月 1 日  
大阪市博物館機構規程第 50 号

### (目的)

第 1 条 この規則は、地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という。）における謝金の支給に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### (支給対象者)

第 2 条 謝金は、法人が業務実施のため協力を依頼した個人又は団体若しくは機関等に対して支給することができる。

### (謝金の単価)

第 3 条 大学の教員については別表 1 に掲げる職の区分に応じて、基本額欄に定める額を原則とする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、講師の業績、著名度、講義内容、受講対象者及び他の講師との均衡その他諸般の事情（以下「業績等」という。）を考慮して、上限額欄に定める額の範囲内で各所属において決定することができる。

なお、講義時間が 1 時間に満たない場合の謝礼金は、講義 1 時間当たりの単価をその講義時間を 60 で除したもので乗じた額とする。ただし、100 円未満の端数を生じた場合は、100 円未満は四捨五入する。

- 2 民間の専門研究家、官公庁の職員等については、別表 2 の基準により格付を区分し、前号の基準を準用する。なお、この表により難い場合は、その者の業績等を勘案して個々に決定する。
- 3 協議会（座談会形式又はこれに類するもの）等の講師については、前項の基準によって得られる額の 8 割以内の額とする。
- 4 講師が講習会等において同一の内容の講義をそれぞれ異なる対象者に 2 回以上にわたって行う場合には、第 2 回目以降の講義に係る謝礼金は 20% 程度減額（ただし、第 1 回目の講義と異なる日においてなされる初回の講義に係る謝礼金は 10% 程度減額）して計算するものとする。

### (旅費相当額の支給)

第 4 条 業務遂行に当たり交通費、宿泊費等を必要とする場合は、法人の職員の旅費に関する規程に定める範囲内の旅費相当額を支給することができる。

### (その他)

第 5 条 この規則により難い場合、各館等の長は、経理責任者と協議して謝金及び旅費相当

額の額を決定する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条第 1 項）

講師に対する報償金の基準		
職の区分	講義 1 時間当たりの謝礼金	
	基本額	上限額
教授	7,100 円	11,400 円
准教授	6,200 円	9,500 円
講師	5,200 円	7,600 円
助手	4,300 円	5,700 円

別表 2（第 3 条第 2 項）

民間の専門研究家、官公庁の職員等の格付			
職の区分			
中央官庁	地方官庁	民間企業	その他
局・部長級	局長級	部長級以上	民間の著名専門家
課長級	部長級	課長級以上	民間の専門研究員
課長補佐・係長級	課長級	専門技術者	
主任級	課長補佐・係長級		高等学校・特別支援学校の 教員、民間の技能者